

令和6年 第1回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和6年1月25日(木)

## 令和6年 第1回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和6年1月25日(木)	開催場所	上里町役場4階 協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分		
議長	坂本 俊雄	議事参与者	小林 進		
出席した事務局職員	事務局長：吉村 貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	×
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	×
12	飯塚 豊	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>事務局 長</p>	<p>ただいま農業委員の出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号12番 飯塚 豊 委員 議席番号1番 木村 隆之 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第4条の説明をさせていただきます。今月の4条申請は1件ございます。 1番ですが、申請者は 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△ 地目は畑、面積は519㎡、転用目的は長屋住宅8戸です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地です。宅地に接続しています。申請地は神保原駅南土地区画整理事業区域内に位置し、医療施設、公共施設、駅にも近くアパート需要が見込まれることから申請するものです。場所につきましては議案書16ページ、航空写真図の1ページになります。以上です。</p>
	<p>議 長  柴崎 久男委員</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。  1番について 問題ありません。</p>

<p>日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。お配りしました議案書では農地法第5条は4件となっておりますが、一昨日3番の案件について代理人から取下げの連絡がありました。内容は町の文化財の試掘調査を行ったところ文化財が出てしまったそうです。一般住宅等であれば、土盛りをして基礎も深くなく、文化財に影響がなければそのまま実行することができるのですが、今回の3番については二階建ての鉄骨事務所を作る予定のため、結構深く根入れをする必要がある。その場合には文化財の発掘調査を行わなければならないため、期間もかかりますし、費用もかかるという事もございまして、今回ストップしたいとお話がありましたので3番は取り消しをお願いします。議長すいません。5条につきましては3件という事でお願いします。
	議 長	はい。
	事 務 局	1番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 本庄市〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 214㎡、地目は畑、権利内容は所有権移転の売買、転用目的は一般住宅、農地区分は第3種農地になります。譲受人は現在妻と子の3人で暮らしをしておりますが、借家では手狭となり、将来の事も考えて、自己用住宅を建築したく申請するものです。

		<p>2番ですが、譲受人 藤岡市〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 戸田市〇〇 △△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇 △△△の△ 面積は267㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅。形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在妻と子の3人で借家暮らしをしておりますが、借家では手狭なため将来のことも考えて、自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 本庄市〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇 △△△ 1, 046.50㎡になります。地目は畑、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路の一時転用でございます。形態は継続、申請地は農振農用地になります。砂利採取後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。</p>
	議 長	ただいま事務局より説明がありましたが、1番の案件から順番に担当地区の委員どちらかの意見を申し上げます。
	森島 了委員	1番について問題ありません。
	中久木大祐委員	2番について問題ありません。
	中久木大祐委員	3番について問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

<p>日程第4 議案第3号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積計画（案）に ついて</p>	議 長	～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第4 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）について、事務局による説明を求めます。
	事 務 局	<p>【議案説明】</p> <p>議案内容ですが農業経営基盤促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農用地利用集積計画の決定をしたいので議決を求めるものでございます。農地中間管理事業とは、埼玉県農林公社を通じて農地の貸し借りをを行う制度ですが、この議案は地権者から農林公社へ貸し付ける議案となっております。上里町では毎年推進エリアを決めて11月1日の貸付に向けて説明会や受領会を実施しており、今年度は忍保、八町河原、神保原地区、北部東地区を推進し、9月の農業委員会で承認を頂きましたが、この議案はそのスケジュールに間に合わなかったものや、貸したいという要望のあったものを貸し付けるという内容です。計画の内容ですが6ページをお開き下さい。左から設定を受ける農地の地番、地目、設定を受ける者、設定をする者、設定する内容の順になります。備考欄は推進エリア名です。内容は3月31日から10年間、賃料は推進地区ごとに決められています。面積ですが田んぼが32,837㎡、畑が77,640㎡、合計で110,477㎡です。農林公社へ農地を貸し付けるには、農業委員会の承認が必要でございますので、審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。
木村隆之委員	備考欄に中部第2地区とか、長幡西地区等とありますが、これはどういうことですか。	
事 務 局	農地中間管理事業は、平成27年から来年にかけて10年間で上里町全地区となりますが、毎年1地域を	

		対象地区とし推進し、対象地区ごとに名称を設けております。この名称につきましては、土地改良区の名前を分割して、例えば一番上で見ますと、中部第4等地区、そのように地区ごとに分けて名前をつけて推進しているためそのような名称になっております。以上です。
	議 長	他にありますか。
	坂本 茂委員	この中で、備考欄のひびきの農産というのは何でしたっけ。
	事 務 局	こちらにひびきの農産と載せている土地につきましては次の議案第4号にも出てきますが、ひびきの農産の構成員という形で麦を出荷する場合に、ひびきの農産に使用貸借で、11月から6月の間農地を貸し付ける形をとり、ひびきの農産で麦を出荷するような制度となっているものです。その該当農地の備考欄に名前が載せてあります。
	坂本 茂委員	そうすると、農林公社にこの人が貸してるわけですね。ひびきの農産は関係ないんじゃないですか。
	事 務 局	この筆は、議案第4号をみていただきますと、第4号は農林公社から耕作者への貸付の者が載せていますが裏作と言う形で、14ページの5行目から載せてある方につきましては、11月から6月につきましては麦をつくりますが、その際ひびきの農産に出荷する形をとっておりまして、その筆に対して3号の備考欄も載せています。
	事 務 局	申訳ありません。事務局側で、この筆はどういうふうに使われるか、わかりやすいように、載せていますが、こちらの事務処理上の表現っていうのも含まれております。〇〇さんで申し上げますと、〇〇さんの土地4筆、これにつきましては、〇〇さんが公社に貸し出して、公社が借り手を探します。その借り手が、表作で米、裏作で麦ということなので、事務局がわかりやすいようにひびきの農産分だよということで、事務処理上の問題でここに記載させていただいてるだけです。すいません事務処理上の表現ですのでご理解いただけるとありがたいです。

<p>日程第5 議案第4号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積等促進計画 (案)について</p>	事務局 長	よろしいですか。他にありますか。
	金井 栄委員	先ほどお話が出てますひびきの農産の、麦に関する借地権と理解してよろしいですね。
	事務局	そうですね、公社とひびきの農産です。
	金井 栄委員	公社とひびきの農産の期間借地ですよ。素朴な疑問で申し訳ないんですけど、あの借地料があるじゃないですか。それは期間借地と本来の賃借と合算になるんですか。
	事務局	はい、こちらにつきましても、次の議案のときにお話させていただきたいと思ったのですが。次の議案の14ページにひびきの農産の期間借地分が載せてあるんですが、使用貸借権ということで、賃料は発生しません。
	議長	他にございませんか。
	議長	質疑がないようですので採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議長	異議なしと認め、提案の通り採決したいと思いますので、挙手をお願いいたします。
	議長	挙手全員でありますので、提案の通り決定いたします。
	議長	続きまして、日程第5議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について、提案いたします。事務局より説明をお願いします。
	事務局	<b>【議案説明】</b>

		<p>本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき耕作者への配分について農業委員会の意見を提出するものでございます。先ほどご審議いただき、農林公社への農地の貸し付けが承認されたところでございますが、本議案はその農地を農林公社が耕作者へ貸し付ける旨の議案となっております。計画の内容につきましては10ページをお開き下さい。10ページから15ページに載せてあるものが農林公社から耕作者へ農地を配分する計画書でございます。内容ですが、表の左側から賃借権の設定等を受ける者、設定を受ける土地、次に現に中間管理機構から賃借権の設定を受けている者、最後に設定する権利として期間や賃料が載せてあります。先ほどご審議いただき、農林公社への農地の貸し付けが承認されたところでございますが、本議案は担い手の方に中間管理機構が借り受けた農地の配分を行った筆です。また表の中ほどの「現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」欄に記載がある筆は耕作者が変更となったものでございます。14ページの2段目に合計面積がのせてありますのでご覧ください。合計で141,281㎡でございます。また、14ページの5番目からにつきましては、裏作で麦を作付けする方の使用貸借の配分計画となっております。耕作者への貸し付けについても農業委員会の承認が必要となっておりますので、審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、小林進委員におかれましては、議事の関係者でありますので、農業委員会等に関する法律31条第1項の規定により一時退席をお願いします。</p> <p>～小林進委員退席～</p>
議	長	<p>それでは質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
議	長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手全員～</p>
議	長	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。事務局に申し上げます。小林進委</p>

[そ の 他]	事 務 局	<p>員の復席をお願いします。</p> <p>～復席後～</p> <p>以上で本日用意しました全ての議案の審議を終了します。</p>
	議 長	<p>続きまして、その他として事務局よりお願いします。</p>
	事 務 局	<p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員のお見舞い等について</li> <li>・農業経営研修会の開催と出席について 令和6年2月13日(火)</li> <li>・遊休農地調査の地区の配布について</li> <li>・農地利用最適化活動の推進について(情報交換会)</li> <li>・次回の定例総会について</li> </ul> <p style="text-align: center;">令和6年2月26日(月)午後1時30分～ 上里町役場4階 協議会室</p>
	議 長	<p>他に、皆さんから何かございますか。</p>
	柴崎久男委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物被害についての結果について</li> </ul>
	[閉 会]	会 長 代 理

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和6年1月25日

議 長

印

(飯塚 豊 委員)

署 名 人

印

(木村 隆之 委員)

署 名 人

印